

18. 投資証券の発行差止請求

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人に、「投資主による投資証券の発行の差止めの請求」が行われた場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号b(s)】

※ 投資証券の発行差止請求には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 投資証券の発行差止めの仮処分を求める申立てがなされたことを知った場合にも開示が必要となります。
- ③ 投資証券発行無効の訴えが提起された場合又は当該訴えについて判決があった場合も開示してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項(太字)を掲記し、開示・記載上の注意(細字)を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 請求又は申立に至った経緯
 - b. 請求者又は申立者の概要
 - ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、所有投資口数(所有比率)を記載する。
 - ※ 個人の場合には、氏名、住所(市区町村まで)、所有投資口数(所有比率)を記載する。
 - c. 請求又は申立てがあった年月日
 - d. 請求又は申立ての内容
 - e. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項
- (参考) 当該請求又は申立ての対象となった投資口の発行の概要